

別記
様式第1号（第3条関係）
ア

措 置 台 帳

ケース番号

氏 名

住 所

措 置 種 類
(入所施設名)

措 置 決 定 調 書

ケース番号			氏名		
住 所					
本 籍					
生 年 月 日	年 月 日 () 歳				
身 体 の 状 況	身 障 部位障害名 () 程度 (種 級) 疾患名 発症・診断年月				
精 神 の 状 況	疾患名 発症・診断年月				
生 活 の 状 況	健康 弱い 時々臥床 常時臥床 寝具の上げ下げ 食事 用便 寝起き 歩行 洗面 入浴 洗濯 着替え				
養 護 者 の 状 況					
同 居 者 の 状 況	氏 名	年 齢	関 係	職 業	備 考
住 居 の 状 況	敷地 坪 (自宅 借家 その他) 建坪 坪 (平屋/2階建/3階以上) (戸建/アパート/マンション/他) 部屋数 畳 室 畳 室 環境			高齢者が使用している部屋の状況	専 用・共 用 (共用者) 階 畳 洋間・和室 収 納 有 ・ 無 採 暖 () 採 光 () 通 風 ()
備 考					

ウ

生計中心者の市町村民税課税状況	1 生活保護法による被保護世帯 2 市町村民税非課税世帯 3 市町村民税課税世帯（均等割） 4 市町村民税課税世帯（所得割） 5 所得税課税世帯（対象収入又は所得税額 円）					
近親者の状況	氏 名	年 齢	関 係	職 業	住所及び電話番号	
身上の状況	性 格					
	信 仰					
	その他					
備 考						

様式第2号（第3条関係）
ケ　ー　ス　番　号　登　載　簿

様式第2号（第3条関係）
ケ　ー　ス　番　号　登　載　簿

[illegible]

様式第3号 (第3条関係)

養護受託申出書受理簿兼登録簿

[illegible]

様式第4号 (第3条関係)

養護受託者台帳

登録番号			登録年月日	年 月 日		
			取消年月日	年 月 日		
氏 名 (施設名・施設種別) 住 所 (電話) (所在地)						
住居の状況	敷地 坪 (持家 / 借家 / その他) 建坪 坪 (平屋 / 2階建 / 3階以上) (戸建 / アパート / マンション / 他) 部屋数 畳 室 / 畳 室 環境			受託高齢者を起居させる部屋の状況	専用 ・ 共用 階 畳 洋室 ・ 和室 収納 採暖 採光 通風	
家族の状況	氏 名	生年月日	職 業	収入(月額)	健康状態	備 考
世帯の収支状況	収入月額					
	支出月額					
委託措置について配慮すべき事項						
そ の 他						

措 置 開 始 通 知 書

第 年 月 日 号 日

様

佐倉市福祉部長

印

老人福祉法に基づく措置を次のとおり開始するので通知します。

- 1 措置の種類
- 2 開始年月日 年 月 日
- 3 サービス事業所又は入所施設
名 称
所在地

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

措 置 変 更 通 知 書

第 号
年 月 日

様

佐倉市福祉部長 印

老人福祉法に基づく措置を次のとおり変更するので通知します。

- 1 変 更 内 容
- 2 変更年月日 年 月 日
- 3 変 更 理 由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

措 置 廃 止 通 知 書

第 号
年 月 日

様

佐倉市福祉部長

印

老人福祉法に基づく措置を次のとおり廃止するので通知します。

- 1 廃止する措置
- 2 廃止年月日 年 月 日
- 3 廃止理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

養 護 受 託 申 出 書

年 月 日

（宛先）佐倉市福祉部長

住所・所在地

申 出 者
電話番号

老人福祉法第 11 条第 1 項第 3 号に規定する養護受託者になることを希望するので老人福祉法施行規則第 1 条の 7 の規定により、次のとおり申し出ます。

受託者の状況	氏 名 (法人・代表者名)			生年月日 年 月 日		
	種 別 (いずれかに○)	個人・医療機関・介護施設		職 業		
	健 康 状 態			収入（月額） 円		
	略 歴 (施設名・種別)					
家族の状況	氏 名	生年月日	職 業	収入(月額)	健康状態	備 考
住居の状況	敷 地 坪 (自宅 借家 その他) 建 坪 坪 (平屋 / 2 階建 / 3 階以上) (戸建 / アパート / マンション / 他) 部屋数 畳 室 / 畳 室 環境		受託高齢者を起居させる予定の部屋の状況	専 用 ・ 共 用 階 畳 洋 間 ・ 和 室 収 納 採 暖 採 光 通 風		
備 考（養護受託を希望する理由・受託に対する希望事項等）						
☐ 措置費の請求について、入院又は入所している場合にあっては、事務費及び生活費（実費を除く。）の請求は辞退し、医療保険又は介護保険の給付に係る自己負担額及び食費又は居住費負担額に相当する金額を請求します。						

※申出者が法人の場合は法人代表者名で申し出、太字項目及び最下段□に✓を記入

養護受託者決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐倉市福祉部長

印

年 月 日付けで申出のあった老人福祉法施行規則第1条の7の規定による養護受託の申出について、養護受託者として決定したので通知します。

登録日： 年 月 日

登録者名：

住所・所在地：

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

養護受託申出却下通知書

第 号
年 月 日

様

佐倉市福祉部長

印

年 月 日付けで申出のあった老人福祉法施行規則第1条の7の規定による養護受託の申出を却下したので通知します。

理 由：

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 1 号（第 5 条関係）

養 護 受 託 者 登 録 内 容 変 更 申 出 書

年 月 日

（宛先）佐倉市福祉部長

住所・所在地

申 出 者

電話番号

年 月 日付け 第 号で登録を受けた養護受託の決定について、
次のとおり変更があったので申し出ます。

変 更 日： 年 月 日

変更内容：

変更理由：

養護受託者登録内容変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐倉市福祉部長

印

年 月 日付けで申出のあった養護受託者登録内容の変更について、次のとおり決定したので通知します。

変更日： 年 月 日

変更内容：

変更理由：

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 13 号（第 5 条関係）

養護受託廃止申出書

年 月 日

（宛先）佐倉市福祉部長

住所・所在地

申^り出^が者

電話番号

年 月 日付け 第 号で登録を受けた養護受託について、次のとおり廃止するので申し出ます。

廃止日： 年 月 日

廃止理由：

養護受託者取消通知書

第 号
年 月 日

様

佐倉市福祉部長 印

年 月 日付け 第 号で登録した養護受託について、次のとおり
取り消したので通知します。

取 消 日： 年 月 日

取消理由：

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に
対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として
（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求
に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなり
ます。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合に
は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっ
ても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

措 置 受 託 依 頼 書

第 号
年 月 日

様

佐倉市福祉部長 印

次の者は、下記の内容の措置を必要としますので、関係書類を添えて依頼します。

記

- 1 被措置者の住所
- 2 被措置者の氏名及び生年月日 年 月 日
- 3 措 置 の 内 容

添付書類

- （１）措置台帳の写し
- （２）健康診断書
- （３）その他

措置解除通知書

第 号
年 月 日

様

佐倉市福祉部長

印

年 月 日付け 第 号により依頼した次の者の措置を解除します。

- 1 措置解除者の氏名及び生年月日 年 月 日
- 2 措置解除の期日 年 月 日
- 3 措置の内容
- 4 措置解除の理由

葬 祭 依 頼 書

第 年 月 号 日

様

佐倉市福祉部長 印

年 月 日 付け第 号により措置依頼した下記の者につき、葬祭
の執行を依頼します。

記

- 1 被措置者の氏名及び生年月日 年 月 日
- 2 葬祭措置金額